

阿智村・清内路村任意合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 阿智村・清内路村任意合併協議会幹事会規程第7条の規定により、阿智村・清内路村任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、阿智村・清内路村任意合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、阿智村・清内路村合併協議会規約第2条に掲げる事項について、専門的に調査研究等を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし事務局長が認めた場合は、専門部会を増減することができる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会長及び副部会長は事務局長が指名する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の会議への出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 阿智村・清内路村任意合併協議会事務局規程第2条第1項第2号に規定する協議資料を作成するため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、阿智村・清内路村任意合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月13日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課及び構成委員							
	阿 智 村				清内路村			
総務部会	教 育 次 長	林 茂 伸	教 育 長	原 和 機	総 務 課 長	山 内 常 弘	振 興 課 長	佐 藤 義 則
	出 納 室 長	折 山 内			議 会 事 務 局 長	熊 谷 宰 光		
社会部会	民 生 課 長	園 原 一 吉	民 生 課 長	熊 谷 津 賀 子	ふ る さ と 整 備 課 長	河 合 隆 文		
産業建設部会	ふ る さ と 整 備 課 長	河 合 隆 文	振 興 課 長	佐 藤 義 則	経 済 活 性 課 長	岡 庭 敬 芳		